

社会福祉法人 みのり愛の会

役員等報酬規定

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人 みのり愛の会(以下「法人という)定款第八条に基づく「評議員の報酬等」及び第二一条「役員の報酬等」を支給するために定める。また、定款第六条の評議員選任・解任委員、役員と元理事であり、法人から助言を求めた者へ支給する。

(役員及び委員の範囲)

第 2 条 本規定における役員または委員は、定款第五条に記載の評議員、第六条の2項の評議委員選任・解任委員、第一五条の理事及び監事とする。

(報酬の額)

第 3 条 本規定における役員の受ける報酬の額は以下の通りとする。

- (1) 役員等は理事会、評議員会に出席の場合一回につき1,000円を支給する。
- (2) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、2時間までの場合は5,000円を支給する。
- (3) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、4時間までの場合は10,000円を支給する。
- (4) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、8時間までの場合は食事代を含め20,000円を支給する。
- (5) (2)～(4)項目に関しては、別途出勤簿に記入し明確にする。

(報酬の支給日)

第 4 条 上記の報酬の支払は、理事会及び評議員会、法人の業務後において支給するものとする。

(規定の改廃)

第 5 条 本規定の改廃については理事会及び評議員会においてこれを行う。

附 則

- この規定は、平成15年4月1日から施行する。
- この規定は、平成 20 年 10 月 9 日に変更する。
- この規程は、平成 24 年4月1日に変更する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に変更する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に変更する。